

加速アクションプラン個票

①実施項目	26 職員の定員管理・給与適正化事業	②No.41	実施状況 実施中			
③加速プラン事業名	給与適正化事業					
④所管課	総務課					
⑤現状と課題	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料については、国家公務員に準じて支給している。 ・管理職手当については、給料月額に対して定率で支給している。 ・特殊勤務手当については現在、徴収手当等7種類の手当がある。 ・通勤手当については、支給要件は国家公務員と同様であるが、自動車等使用者の通勤距離区分及び手当月額は、独自の金額となっている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事院勧告を踏まえ、適正に職員の給与については支給しているが、今後の社会情勢や市の財政状況により、見直しを検討する場合が想定される。 ・上記手当については、社会情勢の変化を踏まえ、国家公務員や近郊市町村の状況をみながら、妥当性・見直しを検討する。 					
⑥取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職手当については、定率制から定額制にする。 ・各特殊勤務手当について、勤務の特殊性の有無等、その必要性や妥当性を検証し、見直しを検討する。 ・通勤手当については、国家公務員の例及び地域事情を考慮しながら、妥当性を検討する。 ・特別職の給与については、特別職の判断により適宜見直しを行う。 ・退職手当組合負担率の軽減 					
⑦年度計画	H19	H20	H21	H22	H23	H24
平成19年度から平成21年度までは集中取組期間です。	管理職手当の定額化の検討	管理職手当の見直し 特殊勤務手当の検証 通勤手当の検討	特殊勤務手当の見直し 通勤手当の検討			
	特別職給与抑制 特別職退職金見直し			→		
				→		
計画値	単位(千円)	0	71,000	71,000	77,000	70,000
実績値	単位(千円)	0	73,000			
⑧目標	<p>【計画値算式】 適正化による対前年効果額</p> <p>管理職手当、特殊勤務手当の見直し。 通勤手当の妥当性の検討。 特別職による特別職の給与等の抑制。</p>					
⑨効果	<p>管理職手当の定額化により、人件費の抑制につながる。 特殊勤務手当については、著しく不快や危険を伴う業務に限定して支給することにより、手当の適正化及び人件費の抑制につながる。 特別職の給与の抑制により、人件費の抑制につながる。 退職手当組合負担金の率の軽減により、人件費が抑制される。</p>					
⑩達成度	H19	H20	H21	H22	H23	H24
	特別職給与・退職金の減額のため条例を改定	管理職手当の定額化の検討・決定	/	/	/	/
⑪国集中改革プラン報告項目別全体計画(対H16)※当該加速プランが含まれる項目について表記						
【項目名】給与見直し	H17	H18	H19	H20	H21	合計
	0	0	0	0	0	0
全体報告値	0	0	0	0	0	0
単位:千円	0	0	0	0	0	0